

別紙1

サービス名	基本部分・加算について	集団・個別	リハマネ加算の算定	単位	回数・時間	算定期間	備考
訪問リハビリテーション	基本サービス費	個別	—	1回につき20分以上のリハビリを行った場合 305単位/回	—	実施日	週6回まで算定可 リハビリテーションマネジメント加算が包括化
	短期集中リハビリテーション実施加算	個別	—	退院(所)日又は認定日から起算して 1月以内 340単位/日	1週に概ね2回以上 40分以上/回	実施日	利用者の自己都合(体調悪化)等やむを得ず算定要件が満たせなくなった場合でも算定可
		個別	—	退院(所)日又は認定日から起算して 1月超3月以内 200単位/日	1週に概ね2回以上 20分以上/回	実施日	利用者の自己都合(体調悪化)等やむを得ず算定要件が満たせなくなった場合でも算定可
通所リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算	個別	—	月に 8回以上 通所リハビリを行った場合 230単位/月	—	月1回算定	利用者の自己都合(体調悪化)等やむを得ず算定要件が満たせなくなった場合でも算定可 サービス利用初月であって、個別リハビリテーション・短期集中リハビリテーション・認知症短期集中リハビリテーションを行っている場合については、8回未満であっても算定可
	短期集中リハビリテーション実施加算	個別	要	退院(所)日又は認定日から起算して 1月以内 280単位/日	1週に概ね2回以上 40分以上/回	実施日	利用者の自己都合(体調悪化)等やむを得ず算定要件が満たせなくなった場合でも算定可
		個別	要	退院(所)日又は認定日から起算して 1月超3月以内 140単位/日	1週に概ね2回以上 20分以上/回	実施日	通所リハビリテーション終了月であって8回未満の利用しかない場合、リハマネ加算は算定できないが、同実施加算は算定可 利用者の自己都合(体調悪化)等やむを得ず算定要件が満たせなくなった場合でも算定可
	個別リハビリテーション加算	個別	要	退院(所)日又は認定日から起算して 3月超 80単位/日	月13回限度	実施日	短時間(1~2時間)の通所リハビリテーション利用者は算定できない 通所リハビリテーション終了月であって8回未満の利用しかない場合、リハマネ加算は算定できないが、同実施加算は算定可 「高次機能障害(失語症を含む)」「先天性又は進行性の神経・筋疾患(医科診療報酬点数表における難病疾患リハビリテーション料に規定する疾患)」については、1月に8回以下の通所であっても効果的なリハビリテーションの提供が可能と判断されれば算定可
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	個別	要	退院(所)日又は 通所開始日 から起算して 3月以内 240単位/日	1週2回限度 20分以上/回	実施日	過去3月間に認知症短期集中リハビリテーション加算を算定していない場合に算定可 利用者の自己都合(体調悪化)等やむを得ず算定要件が満たせなくなった場合でも算定可 通所リハビリテーション終了月であって8回未満の利用しかない場合、リハマネ加算は算定できないが、同実施加算は算定可
短期入所療養介護(老健)	個別リハビリテーション加算	個別	—	240単位/日	20分以上/回	実施日	
短期入所療養介護(病院※、診療所)(特定診療費) ※療養病床を有する病院に限る	理学療法(Ⅰ) 理学療法(Ⅱ) 作業療法 言語聴覚療法	個別	—	理学療法(Ⅰ):123単位/回	1回20分以上	実施日	理学療法・作業療法・言語聴覚療法それぞれ1日3回まで または、理学療法、作業療法、言語聴覚療法の合計が1日4回まで
				理学療法(Ⅱ):73単位/回			
				作業療法:123単位/回			
				言語聴覚療法:203単位/回			
集団コミュニケーション療法	集団	—	50単位/回	1回20分以上 1日3回まで	実施日		
摂食機能療法	個別	—	208単位/日	1回20分以上 1月4回まで	実施日		
介護老人保健施設	基本サービス費	—	—	—	週2回20分以上	入所期間	週2回20分以上の機能訓練をおこなうこと(集団リハのみは不可) リハビリテーションマネジメント加算が包括化
	短期集中リハビリテーション実施加算	個別	—	入所日から起算して 3月以内 240単位/日	1週に概ね3日以上 20分以上/回	実施日	利用者の自己都合(体調悪化)等やむを得ず算定要件が満たせなくなった場合でも算定可
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	個別	—	入所日から起算して 3月以内 240単位/日	1週3日限度 20分以上/回	実施日	過去3月間に認知症短期集中リハビリテーション加算を算定していない場合に算定可 利用者の自己都合(体調悪化)等やむを得ず算定要件が満たせなくなった場合でも算定可
介護療養施設(特定診療費)	理学療法(Ⅰ) 理学療法(Ⅱ) 作業療法 言語聴覚療法	個別	—	理学療法(Ⅰ):123単位/回	1回20分以上	実施日	理学療法・作業療法・言語聴覚療法それぞれ1日3回まで または、理学療法、作業療法、言語聴覚療法の合計が1日4回まで
				理学療法(Ⅱ):73単位/回			
				作業療法:123単位/回			
				言語聴覚療法:203単位/回			
	集団コミュニケーション療法	集団	—	50単位/回	1回20分以上 1日3回まで	実施日	
摂食機能療法	個別	—	208単位/日	1回20分以上 1月4回まで	実施日		
短期集中リハビリテーション実施加算	個別	—	入院日から起算して 3月以内 240単位/日	1週に概ね3回以上 20分以上/回	実施日	利用者の自己都合(体調悪化)等やむを得ず算定要件が満たせなくなった場合でも算定可	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	個別	—	入院日から起算して 3月以内 240単位/日	1週3日限度 20分以上/回	実施日	過去3月間に当該リハビリを利用したことがない場合に算定可 利用者の自己都合(体調悪化)等やむを得ず算定要件が満たせなくなった場合でも算定可	